

医療法人制度について 2

○医療法人の設立について

医療法人は認可主義が採られており、認可する主務官庁は原則都道府県となります。（都道府県より市に権限移譲されているところもあります。）また、2つ以上の都道府県において病院等を開設する医療法人については、認可は厚生労働大臣となります。

医療法人の設立申請については、定款や寄附行為、設立当初の財産目録、設立総会議事録、敷地・建物の構造設備概要等を記載した書類等を添付して都道府県知事等に申請を行います。

都道府県知事等の認可後は、組合等登記令に従って必要な事項を登記することにより、法人成立となります。

法人登記後は、診療所等の開設許可申請や診療報酬に関しするの保険医療機関届の申請等を行うこととなります。

具体的には設立の流れは以下の通りとなります。

○医療法人の設立の流れについて

1. 定款・寄附行為(案)の作成

2. 設立総会の開催

3. 設立認可申請書(案)の作成

4. 設立認可申請書(案)の提出(仮受付)

広島県では年2回の認可となり、申請書の仮受付の締切は、8月認可は5月末、2月認可は11月末となります。

5. 設立認可申請書(案)の審査

申請書類について管轄の保健所が、実地調査を含む事前審査を行います。ここで書類の不備等の補正を行います。補正後は正式な設立認可申請書の作成を行います。

6. 設立認可申請書の提出(本受付)

7. 医療審議会での審議

8. 設立認可書交付

9. 設立登記申請書作成&登記申請

医療法人認可書が到達した日から2週間以内に主たる事務所を管轄する法務局で設立登記を行います。

10. 登記完了(法人設立完了) = 法人成立
11. 登記完了届・医療法人登記簿謄本の提出
管轄の保健所に届出ます。
12. 病院(診療所)開設許可申請
管轄保健所に、法人による病院(診療所)開設許可申請、個人開設の病院(診療所)廃止届を提出します。

広島県では、許可までおよそ1週間かかります。
13. その他諸官庁への事業開始に伴う各種届出
管轄厚生局、税務署、都道府県、市町村、社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署等に各種届出を行います。
14. 病院(診療所)開設届等の提出
管轄保健所へ法人として開設する診療所及び個人診療所の廃止届等を開設後10日以内に提出します。
15. 医療法人としての診療開始

以上

(平成24年4月)